

数理データサイエンス自己点検・評価規程

(目的)

第1条 データサイエンス副専攻プログラムの自己点検・評価のため、昭和女子大学自己点検・評価規程第5条第1項に基づき、数理データサイエンス自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 内部質保証推進本部長
- (2) 全学共通教育センター長
- (3) 教学支援センター長
- (4) 教職員のうち、学長が指名した者

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任することがある。

(委員長)

第4条 委員会の委員長は全学共通教育センター長とする。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代行する。

(自己点検・評価の実施)

第5条 数理データサイエンスセクション規程第3条に基づき設置される専門委員会は、次に掲げる事項における自己点検・評価、将来に向けた発展方策の策定を行う。

- (1) プログラムの履修・修得状況及び学修成果に関すること
- (2) データサイエンス・コア科目における受講者アンケートの実施、検証、カリキュラム改善に関すること
- (3) 単位修得者に関する外部評価、検証に関すること

(結果の報告及び公表)

第6条 自己点検・評価の結果は、委員会の検証・承認を経て、内部質保証推進本部に報告し、昭和女子大学自己点検・評価規程に基づき、大学部局長会に上申する。

(事務)

第7条 委員会の事務は、全学共通教育センターにおいて処理する。

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、学長の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。